

●意見内容

いただいた意見等について取りまとめたものとなります。

No	意見内容	事務局より
1	松田委員 「戸籍抄本」の件については、「戸籍謄本(戸籍抄本)」よりも、事務局が説明に用いている「戸籍謄本又は戸籍抄本」という文言の方がわかりやすいと思うのですが、いかがでしょうか？	ご指摘の点につきまして、下記のように修正させていただく予定です。 戸籍謄本(又は戸籍抄本) 最終的には文書担当課と協議の上、決定してまいりますのでよろしくお願いいたします。
2	伊藤委員 ・制度についての所掌部署は多世代交流プラザなのでしょうか。「市長が定める」だけでは責任の所在が曖昧な気がするため、所掌部署を明確にしても良いかと思いました。 ・「宣誓書」の保存期間はどれくらいを想定されているのでしょうか？例えば、「永久保存」なのか「原則20年、いずれかが死亡してから5年」等	所掌部署は、多世代交流プラザとなります。条文内では明確に規定されてはおりませんが、文書発出番号において多世代交流プラザ所管業務としております。 保存期間等手続きや運用についての詳細は、今後事務マニュアル等の内規で決めていく予定です。
3	廣瀬委員 (1) 小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 要綱(案)について ・P.1 (趣旨)第1条 誰もが互いの性自認及び性的指向を尊重し、異なる価値観を認め合い、並びに多様な性を尊重する社会の推進を目指すため ⇒誰もが互いの性自認及び性的指向を尊重し、異なる価値観を認め合い、 パートナーシップに係る生活上の不便の軽減や、当事者への不当な差別の解消および啓発等の推進を図るとともに、多様な性を尊重する社会の推進を目指すため実現に寄与するため ※ハーモニーⅣ 基本目標Ⅲ「安心して暮らせる環境づくり」方針に「人権意識を高めることで、人権をめぐる諸問題の解消を図ります」とあり、施策の方向3「人権についての正しい認識と人権侵害への予防・対策」④多様な性を尊重する社会の推進に基づいている趣旨となっていました。 しかし近隣自治体の要綱に比べ、「推進を目指す」という表現では、多様な性を尊重する社会を「推進する」だけが目的となってしまう、推進の先の実現や目標達成への意識が若干薄いような印象にも読み取れてしまいます。	・P.1 (趣旨)第1条 につきまして、下記のように修正させていただく予定です。 誰もが互いの性自認及び性的指向を尊重し、異なる価値観を認め合い、並びに多様な性を尊重する社会の 実現に寄与するため ※ご指摘の通り本制度の趣旨が「推進」を目指すものではなく「実現」を目指すものとなります。 近隣市町の要綱等も確認し、後半部分を修正させていただきます。

	<p>この制度の創設を通じ、多様な性を市民が理解し尊重する社会を「推進して実現する／実現に寄与すること」が重要なのではないかと思います、上記の通り文言を付け加えてみました。 (参考:東京都、春日井市、一宮市、豊山町 各パートナーシップ制度要綱)</p> <p>・P.1 (定義)第 2 条 (4)パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約した、一方又は双方が性的少数者である 2 人の関係をいう。</p> <p>⇒(4)パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において、対等な立場で、相互に継続的に責任をもって協力すると約した、一方又は双方が性的少数者である 2 人の関係をいう。</p> <p>※上記の文言を付け足すことによって、ハーモニーⅣ 基本目標Ⅲ「安心して暮らせる環境づくり」に基づいた人権意識の高まりや人権に関する諸問題の解消につながることを期待したいと思います。</p> <p>・P.2 (宣誓の要件)第 3 条</p> <p>ファミリーシップにあることを宣誓する者について、近隣自治体の制度と比較してみると、小牧市の要綱案には当事者とファミリーシップ対象者の生計が同一であることを求める表記が見当たりません。当事者に子どもがいる場合、生計を同じくしなくてもファミリーシップの宣誓が可能であると認識してよいのでしょうか。</p> <p>また、子どもに関する困りごとの軽減にもつなげていただけるような制度であれば願っています。市としてのご見解をお聞かせいただければと思います。</p> <p>・P.2(宣誓の方法)第 4 条</p> <p>宣言をしようとする者は、多世代交流プラザ職員の面前において自ら記入した…</p> <p>⇒宣言をしようとする者は、多世代交流プラザ職員の面前において自ら記入した…</p> <p>※これまでも幾度となく担当部門の組織改編はありましたが、制度創設の要綱案において多世代交流プラザ職員と限定する必要はないように思います。</p> <p>・P.4(宣誓書記載事項変更の届出)第 9 条 3</p> <p>市は、小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓</p>	<p>・P.1 (定義)第 2 条につきまして、下記の通り修正させていただきます。</p> <p>互いを人生のパートナーとして、相互に、人権を尊重し、日常生活において対等な立場で、継続的に責任をもって協力すると約した…</p> <p>※ご指摘いただいた内容に付け加えて、「相互に」とし、「人権を尊重し」と「協力することを約した」の両方にかかるようにしました。</p> <p>・P.2 (宣誓の要件)第 3 条につきまして</p> <p>生計同一に限定せず、そうでない子どもにおいても、戸籍謄本等で親族関係の確認が取ればファミリーシップの宣誓が可能です。</p> <p>子どもということもあり、基本的には生計同一と思われるかもしれませんが、そうでない場合も救えるよう制度設計しております。</p> <p>・P.2(宣誓の方法)第 4 条につきまして、下記の通り修正させていただきます。</p> <p>宣言をしようとする者は、担当職員の面前において自ら記入した…</p> <p>※ご指摘のとおり、部署名を明記することで、その後の組織改正の際に影響があります。</p> <p>ここでは宣誓書の記載において、郵送等ではなく、窓口にお越しいただき、その場でご記入いただくこと</p>
--	--	---

	<p>書受領証明書を保有する市民に対し、定期的に連絡を取り、市の施策等についての情報提供や困りごとの把握を行う必要があると思います。 変更等の届出漏れを防ぎながら、生活安全面のケアも促せるのではと思います。</p> <p>・P.5(証明書の返還)第 10 条</p> <p>近隣自治体の制度では、(無効に係る交付番号の公表)(宣誓の取り消し)(証明書の無効)(宣誓書の保存)など、宣誓者が虚偽や不正な方法で証明書交付を受けたことが判明した場合や、宣誓書の保存期限、無効とした証明書の交付番号を公表するなどの取り扱いについて定めているが、小牧市の要綱案においては明確に記載がないため、もう少し踏み込んだ設定をする必要があるように思います。</p> <p>(2) その他</p> <p>SDGs 未来都市として、小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の施行はとても大きな前進だと思いながら、要綱案を拝読致しました。 要綱案には性自認・性的指向についての解説があっても、それが SOGI という用語に結びつかない人も多くいるのではと思います。ハーモニーⅣでは「SOGI について言葉も内容も知っている市民の割合」を向上させる目標を掲げていますので、本制度の施行をきっかけに SOGI という用語について今後の認知度を上げていくため、広報や SNS 媒体等で本制度の周知を図っていく折々には必ず多様な性を表す用語の解説と共に多用していかれるとよいのではと思っています。</p>	<p>を想定した記載としておりますので、部署名は記載せず「担当職員の面前」とさせていただきます。</p> <p>・P.4(宣誓書記載事項変更の届出)第 9 条 3 ・P.5(証明書の返還)第 10 条につきまして、</p> <p>証明書受領後の宣誓者へのケアや、虚偽の宣誓や、宣誓書の保存期間等につきましては、今後事務マニュアル等の内規で定めていく予定です。</p> <p>要綱の修正内容につきましては、今後文書担当課と協議の上最終的に決定してまいりますので、よろしく願います。</p> <p>多数ご意見等いただきまして、誠にありがとうございました。</p>
--	---	---